

| MCPAに関する御意見 |   |  |
|-------------|---|--|
| 番号          | 御意見（概略）   | 回答   |
| 1           | <p><b>【意見1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期暴露評価において、幼小児のEDI/ADI (%)は77.5と非常に高い数値となっている。ちょっとしたことで100を超えかねない数字なので、ADI基準を厳しくすべき。</li> <li>・食品別の基準値案は機械的に算出し、厳しくなるものあり、緩くなるものありとなっているが、EDI/ADI比が高いことを勘案し、すべての食品で基準を厳しくするように見直すべき。</li> </ul> | <p><b>【回答1】</b></p> <p>長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について許容一日摂取量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。詳細については以下を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html">http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</a></p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</a></p> |

## MCPBに関する御意見

| 番号 | 御意見（概略）  | 回答   |
|----|--|--|
| 1  | <p>【意見1】</p> <p>ほとんどの食品で基準値が厳しくなっているのは評価できるが、みかん等の果物で緩くしているのは納得できない。果物を大量に摂る人は、慣行農法の果物は食べちゃいけないということか。</p> | <p>【回答1】</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</a></p> <p>みかん等のかんきつ類の残留基準については、国内の使用方法を踏まえて実施された作物残留試験結果から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>また、一度に大量を摂取する場合を想定して、短期推定摂取量の評価を行い、安全性を確認しています。短期推定摂取量（ESTI）の評価については、一般及び幼児（妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）が設定された場合には、当該集団を含む。）の各集団について、残留基準が設定されるそれぞれの食品ごとに、その最大摂取量（短期間に大量に摂食した場合として、97.5パーセンタイル値（100人中3～4番目に多く食べる人の量に相当する摂取量））を用いて農薬の一日最大摂取量を推定し、ESTI/ARfDが100%を超えないこ</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>とを確認しています。詳細については、平成 26 年 11 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf</a></p> |
|--|--|---|

ゲンチアナバイオレットに関する御意見

| 番号 | 御意見（概略）  | 回答  |
|----|--|---|
| 1  | <p><b>【意見 1】</b></p> <p>「食品安全委員会は、GV について遺伝毒性を示す可能性を否定できず、発がん性が示唆されたことから、ADI を設定すべきでないと判断した。」ということで、「ゲンチアナバイオレットについては、食品に含有されるものであってはならないとする食品規格を設定することが妥当である。」としていることに賛成。本成分は、「遺伝毒性が否定できない」ということで、こういう結論に至っているが、さらに踏み込んで、遺伝毒性云々の前に、発がん性が確認されれば、即食品に含有されてはならないという結論に導くべき。わが国民の健康を真っ当に考えているなら、そうなるはず。</p> | <p><b>【回答 1】</b></p> <p>発がん性等の毒性に関しては、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価において評価されています。食品安全委員会の評価においては、生体において遺伝毒性を示す可能性が否定できず、当該遺伝毒性に係る作用の発がん性への関与が否定できない物質（遺伝毒性発がん物質）と判断される場合、原則として許容一日摂取量（ADI）を設定することは適当ではないと判断しています。</p> <p>一方で、一部の試験から発がん性が示唆された場合であっても、遺伝毒性が明確に否定される物質（非遺伝毒性発がん物質）と判断されるときには、その物質の健康影響（発がん）の生じない無毒性量（閾値）を設定することができ、これを基に、ADI が設定できる場合もあると考えられます。</p> <p>今回、食品安全委員会が、ゲンチアナバイオレットについて、発がん性及び遺伝毒性の観点から、ADI を設定すべきでないと評価されたことを受け、厚生労働省は、最も厳格なリスク管理措置である食品に含有されてはならない基準を設定するとともに、ゲンチアナバイオレットに対応する試験法を設定するものです。</p> <p>毒性の判断等の評価結果の詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。<br/> <a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20180808080">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20180808080</a></p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> |

2,4-ジクロロフェノキシ酢酸に関する御意見

| 番号 | 御意見（概略）   | 回答   |
|----|---|--|
| 1  | <p>【意見1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期暴露評価において、幼小児のEDI/ADI (%)は37.0と比較的高い数値となっている。食習慣によっては100を超えかねない数字なので、ADI基準を厳しくすべき。</li> <li>・「オーキシン作用により植物の分裂組織を異常に活性化して奇形を生じ、さらに呼吸の異常増進等によって生理機能を攪乱させることにより、除草効果を示す」という怖い農薬で、発がん性を示す試験結果があるのだから、残留は禁止すべき。食品別基準値案で、麦や果物等で基準値が緩められているのは、論外。</li> </ul> | <p>【回答1】</p> <p>長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について許容一日摂取量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。詳細については以下を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html">http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</a></p> <p>また、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価においては、各種毒性試験も評価した上で、発がん性において問題となる遺伝毒性は認められないと判断されております。</p> <p>今回の残留基準の設定に係る資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の資料)</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18460.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18460.html</a></p> <p>(食品健康影響評価)</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20130612152">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20130612152</a></p> |

ジメテナミドに関する御意見

| 番号 | 御意見（概略）  | 回答  |
|----|--|---|
| 1  | <p><b>【意見 1】</b></p> <p>・ほとんどの食品で基準値を 0.01 p p m にしている点はいいのだが、小豆類で 0.05 にゆるめられていたり、てんさい、かぶ類の葉、ホップで 0.01 を超えたままなのは、是正すべき。すべて 0.01 p p m にしてほしい。</p> | <p><b>【回答 1】</b></p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</a></p> <p>小豆類及びてんさいの残留基準については、国内の使用方法を踏まえて実施された作物残留試験結果から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>かぶ類の葉及びホップの残留基準については、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け</p> |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>食安発第 0205001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正 令和元年 10 月 30 日付け生食発 1030 第 1 号）に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物でなくとも輸入される可能性のある食品については、海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。</p> |
|--|--|--|

スピネトラムに関する御意見

| 番号 | 御意見（概略）  | 回答   |
|----|--|--|
| 1  | <p><b>【意見 1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期暴露評価において、幼小児の EDI/ADI (%) は 45.2 と高い数値となっている。食習慣によっては 100 を超えかねない数字なので、ADI 基準を厳しくすべき。</li> <li>・ADI が高いせいか、全体的に基準値が緩くなっている。なかには、だいこん類の葉、こまつな、チンゲンザイのように二桁のままのものもあり、このまま放置すべできない。</li> </ul> | <p><b>【回答 1】</b></p> <p>長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜産物からの農薬の摂取量の総和について許容一日摂取量 (ADI) の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。詳細については以下を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html">http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</a></p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</a></p> <p>だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉の残留基準については、国内の使用方法を踏まえて実施され</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>た作物残留試験結果から、上記の基本原則の考え方に基ついで基準値を設定しています。</p> <p>こまつな及びチンゲンサイの残留基準については、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正 令和元年10月30日付け生食発1030第1号））に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物でなくとも輸入される可能性のある食品については、海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。</p> |
|--|--|---|

ベンゾビンジフルピルに関する御意見

| 番号 | 御意見（概略）   | 回答   |
|----|---|--|
| 1  | <p><b>【意見 1】</b></p> <p>・「ミトコンドリアの電子伝達系複合体 II（コハク酸脱水素酵素）を阻害することで、菌の発芽管伸長阻害、孢子発芽阻害、菌糸生育阻害を引き起こし、殺菌作用を示す」危険な殺菌剤で、かつ発がん性を示す試験結果があるのだから、残留は禁止すべき。そんな中で、食品別基準値案で、大豆、らっかせい、さとうきび等で基準値が緩められているのは、論外。</p> | <p><b>【回答 1】</b></p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>なお、食品健康影響評価においては、発生毒性試験、遺伝毒性試験、慢性毒性/発がん性併合試験の結果も評価した上で、許容一日摂取量（ADI）と急性参照用量（ARFD）が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20200213028">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20200213028</a></p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について ADI の 80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</a></p> <p>大豆、らっかせい及びさとうきびの残留基準については、国際基準であるコーデックス基準に基づき基準値を設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO又はWHOのwebサイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/">http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/</a></p> |
|--|--|

ホスチアゼートに関する御意見

| 番号 | 御意見（概略）   | 回答  |
|----|---|---|
| 1  | <p><b>【意見 1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機リン酸系の非常に危険な物質で、長期暴露評価において、幼小児の EDI/ADI (%) は 61.3 と非常に高い数値となっている。ちょっとしたことで 100 を超えかねない数字なので、ADI 基準を厳しくすべき。</li> <li>・食品別基準値は、多くで厳しくなっているのは良しとしても、本来全面禁止すべきレベルであるにもかかわらず、一部（かぶ類の葉、こまつな、ちんげんさい、レタス、ねぎ等）で基準値を緩めるのは、もつてのほか。</li> </ul> | <p><b>【回答 1】</b></p> <p>長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について許容一日摂取量 (ADI) の 80% の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。詳細については以下を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html">http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</a></p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</a></p> <p>かぶ類の葉、こまつな、チンゲンサイ、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びねぎ（リーキを含む）</p> |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>む。)の残留基準については、国内の使用方法を踏まえて実施された作物残留試験結果から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の資料)</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780252.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780252.pdf</a></p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の議事録)</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000792261.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000792261.pdf</a></p> <p>(食品健康影響評価)</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20120718571">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20120718571</a></p> |
|--|--|--|

メタフルミゾンに関する御意見

| 番号 | 御意見（概略）  | 回答   |
|----|--|--|
| 1  | <p><b>【意見 1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期暴露評価において、幼小児の EDI/ADI (%) は 34.9 と比較的高い数値となっている。食習慣によっては 100 を超えかねない数字なので、ADI 基準を厳しくすべき。</li> <li>・「昆虫の神経細胞のナトリウムチャネルに作用し、神経系の情報伝達を阻害することにより殺虫効果を示す」という怖い農薬で、発がん性を示す試験結果があるのですから、残留は禁止すべき。</li> <li>・食品別基準値案で、一部で緩くされているのみならず、かぶ類の葉では 60、ケール、こまつな 40、レタス 80、などの数値を見ると、国民の健康はないがしろにされている感を強く持つ。</li> </ul> | <p><b>【回答 1】</b></p> <p>長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について許容一日摂取量 (ADI) の 80% の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、実際には、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は低いと考えられます。</p> <p>本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の雄で肝細胞好塩基性化が認められた。この病変の発現要因は不明であるが、投与群において肝腫瘍等の増殖性変化を伴っていないことから、前がん病変とは関連しない変化と考えられた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADI が設定されています。また、ADI の設定については、ヒトの個体差も考慮されているものと承知しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20201019127">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20201019127</a></p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、前述のとおり、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について ADI の 80% の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農</p> |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</a></p> <p>かぶ類の葉、ケール、こまつな及びレタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）の残留基準については、国内の使用方法を踏まえて実施された作物残留試験結果から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料）</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18460.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18460.html</a></p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録）</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000792261.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000792261.pdf</a></p> |
|--|--|--|

| はちみつに関する御意見 |   |   |
|-------------|---|---|
| 番号          | 御意見（概略）   | 回答  |
| 1           | <p><b>【意見1】</b></p> <p>個人的には全ての農薬が引き上げること事態は喜ばしいことではないとは思っている。しかしながら、厚生省内のWEBでは、はちみつグリホサートについて、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農薬（除草剤）、</li> <li>2. 許容一日摂取量（人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量）は、体重1kg当たり1mg/日。</li> <li>3. 現実的ではないが、体重60kgの人が、グリホサートが0.08ppm残留したはちみつを毎日750kg摂取し続けたとしても、一生涯の平均的な摂取量が許容一日摂取量を超えることはなく、グリホサートが健康に及ぼす影響はない。としながら、突如2021/1月検査命令により0.01になったと廃棄命令。 <p>現実的ではない解釈を明示しておきながら、その*命令*された結果は、生産者およびそれを生業とする費用と労力は甚大な損失となっている。</p> <p>行政手続法に基づく手続を12月中旬に予定されているとのことだが、それを10月または11月に決定実行して頂きたい。12月中旬では全ての事務処理が翌年の下旬にまで稼働しないことになる。</p> <p>はちみつのグリホサートだけみても、この1年間輸入ごとに、生産者・輸入者両国で2度の検査費用の負担、国内輸入時全種類の検査費用、検査による商品の没収量は死活問題に関わるほどの費用負担となっている。</p> <p>対策として、ニュージーランドであれば指定機関証明書添付により、国内の検査命令が除外され、円滑な生産性のある運営ができるよう、迅速な判断を頂けるようお願いしたい。</p> </li></ol> | <p><b>【回答1】</b></p> <p>農薬の残留基準の改正に当たっては、関係法令に基づき、食品安全委員会への意見聴取、薬事・食品衛生審議会での審議、パブリックコメント等の手続きを経る必要があるため、一定の時間を要することを御理解ください。</p> <p>食品中の残留農薬については、平成18年に、いわゆるポジティブリスト制度が導入され、個別に残留基準が設定されていないものに対しては、一律基準の0.01ppmが適用されることとなりました。はちみつ中に残留するグリホサートについては、ポジティブリスト制度導入以降、個別の残留基準が設定されていないため、現時点で、一律基準の0.01ppmが適用されております。</p> <p>なお、今般の意見募集は、農薬等の残留基準の改正に関するものであり、輸入食品の監視指導については、意見募集の対象外です。頂いた御意見については、関係部局に共有させていただきます。</p> |
| 2           | <p><b>【意見2】</b></p> <p>・長期暴露評価にて、1日当たりの推定摂取量のADIに対する比は、いずれも0.05%未満としているが、全く摂らない人とが平均値に含まれてしまうので、はちみつ好きの人間は場合によってはその比率が100を超える場合もありうる。よって、ADIは厳しめに読み替えるべき。</p>   | <p><b>【回答2】</b></p> <p>長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について許容一日摂取量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとして</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>・従来の基準値は実質的に0.01ppmであったものが、今回の算出法では、ほとんど成分が0.05ppmに緩和されている。はちみつ好きの人間あてに「大量摂取する場合は、有機のはちみつを摂取してください。農薬含有のはちみつには健康リスクがあります」という広報・表示を必須としてほしい。</p> <p>・欧米諸国で使用（残留）が禁じられているグリホサートの基準が0.05となっています。ゼロないしは0.01にしてほしい。</p> | <p>も、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p> <p>今般の残留基準値の設定に当たっては、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</a></p> <p>はちみつ中の農薬等の基準設定の方法については、別添3を御覧ください。</p> |
|---|--|

ゲンチアナバイオレット試験法に関する御意見

| 番号 | 御意見（概略）  | 回答  |
|----|--|---|
| 1  | <p><b>【意見1】</b><br/>「2. 試薬・試液」のクエン酸(無水)の規格が「(特級)」となっているが、クエン酸(無水)はJISの特級がないと思う。</p> <p><b>【意見2】</b><br/>「2. 試薬・試液」と「4. 試験溶液の調整」で、各カラムの記載が「ミニカラム」、「カラム」と異なっているが、よろしいのか。</p> | <p><b>【回答1】</b><br/>御指摘のとおり、「純度98%以上の試薬を用いる。」と記載を修正します。</p> <p><b>【回答2】</b><br/>御指摘のとおり、「ミニカラム」と記載を統一します。</p> |

全般に係る御意見

| 番号 | 御意見（概略）   | 回答  |
|----|---|---|
| 1  | <p><b>【意見 1】</b></p> <p>農薬使用率世界一の日本。世界と逆行して緩和するのではなく、厳しくしてほしい。日本の人口減少、32年連続子供の減少、寝たきり世界一。食べ物による影響が多いに関係しているかと思う。残留農薬は恐ろしい。反対。</p> | <p><b>【回答 1】</b></p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定しており、これは国際的にも共通の考え方です。各国において、農薬の使用の可否や使用方法が、その国の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それを基に定められる残留基準値も異なります。また、同じ食品であっても、日本と海外で検査部位が異なる（例：玄米と粳米）ことにより、残留基準値が異なる場合もあります。そのため、日本と海外の基準値のどちらが緩いか厳しいかを一概に言うことはできません。いずれにしても、本邦の農薬の残留基準は、前述のとおり、国民の健康に悪影響が生じないよう設定しています。</p> <p>また、国内での農薬の使用等にかかる規制は、農薬取締法に基づき、農林水産省が所管しており、農薬の適正な使用の確保が図られていると承知しています。</p> <p>今回の残留基準の設定に係る資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料）</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18460.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18460.html</a></p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録）</p> |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   |   | <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000792261.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000792261.pdf</a> |
| 2 | <p>【意見2】</p> <p>国民のためにいつもご尽力いただき感謝している。基準値下げる案は良いと思う。</p> <p>ただ、上げるのはやめてほしいと感じている。自然にそった食品作りは難しいのだろうが、食品もそれらをいただく人間も自然の上で生きている。</p> <p>もっと自然に近い食品が身近で気軽にいただける世の中になってほしいと思っているので、基準値を上げる事は踏みとどまってほしいと考えている。</p>  | <p>【回答2】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p>  |
| 3 | <p>【意見3】</p> <p>基準値を上げるのは反対。</p> <p>今でさえ添加物の基準も多いので残留農薬等の基準値は今以上に下げるべきだと思う。穀類、果物、畜産物等あるが、全ての食品には残留農薬の基準値は下げてもらいたい。</p>  | <p>【回答3】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p>  |
| 4 | <p>【意見4】</p> <p>食品、添加物等の規格基準については現行基準値を維持もしくは現行基準値より引き下げた値にしてほしい。今回の案では一部に現行基準値より引き上げられるものがあり、容認できない。添加物は人工的なもので、自然な食物ではない。添加物はいわば薬品。</p> <p>たとえすぐに人体に害は表れなくても、添加物摂取が3世代4世代と代を重ねることで健康を害する危険性を非常に懸念する。食品、添加物等の規格基準については、現行基準値の維持または現行基準値より引き下げてほしい。</p> | <p>【回答4】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、食品添加物については意見募集の対象外です。</p>              |
| 5 | <p>【意見5】</p> <p>子どもを育てる親として、反対する。</p>   | <p>【回答5】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p>  |
| 6 | <p>【意見6】</p> <p>これ以上日本の人達の食品を農薬まみれにしないでほしい。</p>   | <p>【回答6】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p>  |
| 7 | <p>【意見7】</p> <p>「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」について、反対する。食品、添加物等の規格基準をあげてしまうと、それに関わる人間・土壌・水</p>  | <p>【回答7】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>などが汚染され、健康に悪影響がある。</p> <p>「どこまでの基準であれば人間の健康被害に至らないか」ではなく、「どうすれば自然界にとって異物である食品や添加物等をなくせるか」を考えるべきと思う。食品、添加物等を扱う業者の利潤のためではなく、日本国民や日本国土の本当の利潤を追求してほしい。</p>   | <p>なお、農薬の環境中への暴露については、農林水産省及び環境省が定める省令等に基づき、適正に農薬の使用がなされ、安全性が確保されているものと承知しています。その上で、食品中の農薬等の残留基準設定においては、水や大気など農作物以外から農薬等が体内に取り込まれる可能性を考慮し、摂取量が許容一日摂取量（ADI）の80%を超えない範囲で残留基準を設定しています。</p>   |
| 8  | <p>【意見8】</p> <p>「農薬等（MCPA等48品目）の残留基準の改正及びゲンチアナバイオレット試験法の設定について」</p> <p>健康な身体を目指し、未来の子供達の健康な身体を守る為に残留基準を下げたい</p>   | <p>【回答8】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p>  |
| 9  | <p>【意見9】</p> <p>一部大幅に緩和されていることに関して、どうしても納得できない。先進国の平均値程度であればいいと思うのだが。特に、認可されている食品添加物の量がダントツで世界一であること、胃癌や大腸癌が先進国の中でも非常に高いことを考えると、逆に規制を厳しくして、病気になるひとの量が減ると保険費等、国が国民に使わないといけない金額が抑えられて誰もが幸せになると思う。</p>   | <p>【回答9】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、食品添加物については意見募集の対象外です。</p>  |
| 10 | <p>【意見10】</p> <p>「農薬等（MCPA等48品目）の残留基準の改正及びゲンチアナバイオレット試験法の設定について」</p> <p>難しいことはよくわからないが、農薬の残留基準をきびしく設定してほしい。ひとつひとつの品での基準は安全かもしれないけど、それを複数食べたなら食べただけ体に害が出るのではないかな？</p> <p>実際私はなるべく無農薬の野菜を買うようにしてから体調が良い。わざわざ無農薬とか選ばなくても手軽に野菜を変えるように、農薬の使用は厳しくしてほしい。</p> | <p>【回答10】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> |
| 11 | <p>【意見11】</p> <p>残留農薬の緩和は農薬使用の増進になり、土地や水質の汚染などにも繋がる。食は食べる人も作る人も安心</p>   | <p>【回答11】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を環境への暴露等については、【回答7】を御覧く</p>  |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | して供給されてほしい。国民の健康のためにも、変更せず、なるべく農薬を使用しない方向に願う。  | ださい。   |
| 12 | 【意見 12】<br>全て減らしてほしい!  | 【回答12】<br>農薬の残留基準の設定等については、【回答 1】を御覧ください。  |
| 13 | 【意見 13】<br>御意見募集対象「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(農薬等(MCPA 等 48 品目)の残留基準の改正及びゲンチアナバイオレット試験法の設定)について。反対。世界中が基準値を厳しくしている中、日本だけが緩和するのは何故か? 添加物や農薬が原因での健康被害が多く環境破壊にも繋がってしまいデメリットの方が多く感じる。<br>緩和ではなく規制してほしい。   | 【回答13】<br>農薬の残留基準の設定等については、【回答 1】を環境への暴露等については、【回答 7】を御覧ください。  |
| 14 | 【意見 14】<br>「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(農薬等(MCPA 等 48 品目)の残留基準の改正及びゲンチアナバイオレット試験法の設定)について私は食品、添加物の基準値を引き上げることに反対。ただちに身体に害を及ぼさなかったとしても、長期的に見て、身体に残る化学物質が健康に被害を与えることもあると私は考える。<br>これ以上、食品に化学物質、添加物を加えないでほしい。宜しく願う。   | 【回答14】<br>農薬の残留基準の設定等については、【回答 1】を御覧ください。  |
| 15 | 【意見 15】<br>・承認農薬の成分数だけで 1,842 種、添加物 829 種、遺伝子組換え食品 380 種、飼料 100 種、抗生物質、ホルモン剤、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字。そのような状況にも関わらず、審査の段階では単品の成分で影響を確認するにとどまっている。複合効果を検証しろと意見を出しても「複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えている。FAO/WHO では、JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) や JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることか | 【回答15】<br>複数の化合物への暴露については、【回答10】を御覧ください。<br><br>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>ら、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。」という「先送り」状態。</p> <p>複合影響の検証方法が確立されるまで、新規の承認を停止、残留基準はゼロとするか、既存の基準値の安全係数を1,842（承認農薬の成分数）に設定して基準を見直すべき。</p>  |   |
| 16 | <p><b>【意見16】</b></p> <p>日本の農薬使用量は、世界ワーストワンであり、改定を期に、農薬使用量を削減していく必要がある。</p> <p>残留農薬基準とは、その動物等の個体個体で解毒作用や代謝に差があるために、一概に、基準を設けることは健康障害を悪化させることが、危惧される。</p> <p>ましてや、今回の改定にて、基準を0.08から、3へと大幅に上げる意図は、国民の癌を誘発させるためであるとか捉えられないため、基準値を上げる項目については、断固として、反対する。農薬等による健康障害が、時代とともに増加していることは、明らかであろう。調査、研究が進められていないのであれば、安易に基準値を挙げず、調査、研究を先行させるべきではなかろうか。それに目を伏せ、基準値を大幅に上げ、更なる健康被害を助長させる改正案に対し、断固として、反対する。発癌性を有する可能性があるとは判断されているのであれば、ADI 設定しないのではなく、慎重に設定するべきではなかろうか。ADI を設定しないと言うことは、職務怠慢とも言えよう。また、ゲンチアナバイオレット試験法の開発が終了したと言う理由で、採用するとは、いかがなものか。</p> <p>本来、自然には発生することのない薬物を、自然環境中に散布することや、動物等へ接種させる事に対して、環境破壊を促進していると言う、自覚を持って、審議して頂きたい。SDGs が全てでは無いが、それに逆行した政策を進められるのは、如何程か。</p> | <p><b>【回答16】</b></p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を環境への暴露等については、【回答7】を御覧ください。</p> |